

## 特区で一部認められた規制改革の早急な全国規模での実施

### 1 1 . 株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁

「構造改革特別区域法（特区法）」（平成15年4月1日施行）において、特別養護老人ホームの設置主体及び経営主体として、公設民営方式又はPFI方式により、株式会社を解禁。

介護施設の量的不足を抜本的に解消し、高齢化社会に適切に対応するため、上記措置を早急に全国規模で実施。

11

<厚生労働省の反対理由>

特区における措置の評価・検証もなく、全国展開するのは時期尚早。

<当会議の考え方>

特区に限って実施された規制改革が、全国規模の規制改革を遅らせないためにも、特区における評価を早急に行い、全国展開すべき。

構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)の別表1より抜粋

番号	907-1
特定事業の名称	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	老人福祉法第15条第1項から第5項まで
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。</p> <p>・国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。</p> <p>・市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>・社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>・国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。</p>
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域(介護保険法第118条第2項第1号の規定により都道府県が定める区域であって、当該区域における特別養護老人ホームの入所定員の総数が、老人福祉法第20条の9第1項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下同じ。)において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、老人福祉法第15条第1項から第5項までの規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PF法」という。)に基づく選定事業者である法人は、当該特区内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令( )に定めるところにより、都道府県知事(地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市においては、当該指定都市又は中核市の長。以下同じ。)の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>都道府県知事は、当該認可の申請があったときは、老人福祉法第17条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)(平成11年厚生省令第46号)に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。また、都道府県知事は、審査の結果、当該申請が基準に適合していると認めるときは、認可を与えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。</li> <li>2.特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。</li> <li>3.実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。</li> <li>4.特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。</li> <li>5.脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。</li> </ol> <p>都道府県知事は、当該認可を与えるに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p> <p>当該認可を受けようとするPF法に基づく選定事業者である法人は、施設の名称及び所在地、入所定員や資産の状況等を記載した申請書等を、施設を設置しようとする地の都道府県知事に提出しなければならないことを規定する予定。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)の別表1より抜粋

番号	907-2
特定事業の名称	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	老人福祉法第15条第1項から第5項まで
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。</p> <p>国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。</p> <p>市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。</p>
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域(介護保険法第118条第2項第1号の規定により都道府県が定める区域であって、当該区域における特別養護老人ホームの入所定員の総数が、老人福祉法第20条の9第1項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下同じ。)において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、老人福祉法第15条第1項から第5項までの規定にかかわらず、地方公共団体は、当該特区内の特別養護老人ホーム不足区域において、その設置する特別養護老人ホームの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、次に掲げる基準に適合すると認められる法人にその管理を委託することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.特別養護老人ホームを管理するために必要な経済的基礎があること。</li> <li>2.特別養護老人ホームの管理者が社会的信望を有すること。</li> <li>3.実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。</li> <li>4.特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。</li> <li>5.脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを管理しようとするものでないこと。</li> </ol> <p>地方公共団体は、管理を委託するに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし